

三木市市有地先着順売却の案内

1 物件概要

(1) 所在地

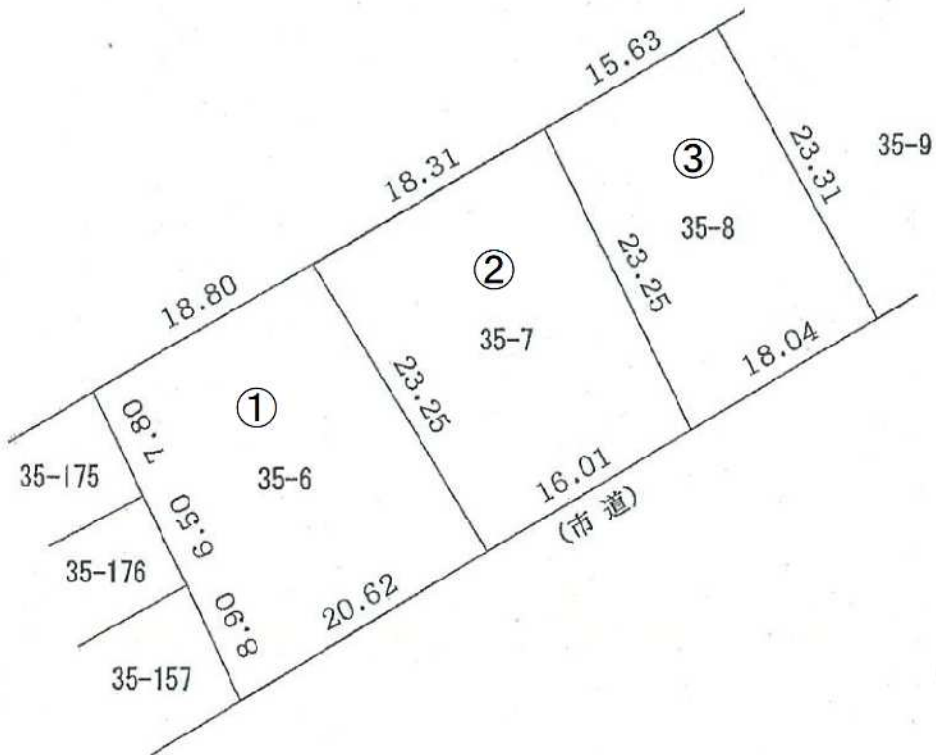
物件番号	所在・地番	地目	地積(㎡)	売却価格(円)
①	三木市別所町朝日ヶ丘字愛宕 35 番 6	宅地	457.76	6,691,000 円
②	三木市別所町朝日ヶ丘字愛宕 35 番 7	宅地	398.70	5,652,000 円
③	三木市別所町朝日ヶ丘字愛宕 35 番 8	宅地	391.65	6,063,000 円
④	三木市別所町朝日ヶ丘字愛宕 35 番 84	宅地	166.88	3,533,000 円
⑤	三木市別所町朝日ヶ丘字愛宕 35 番 182	宅地	165.00	3,503,000 円

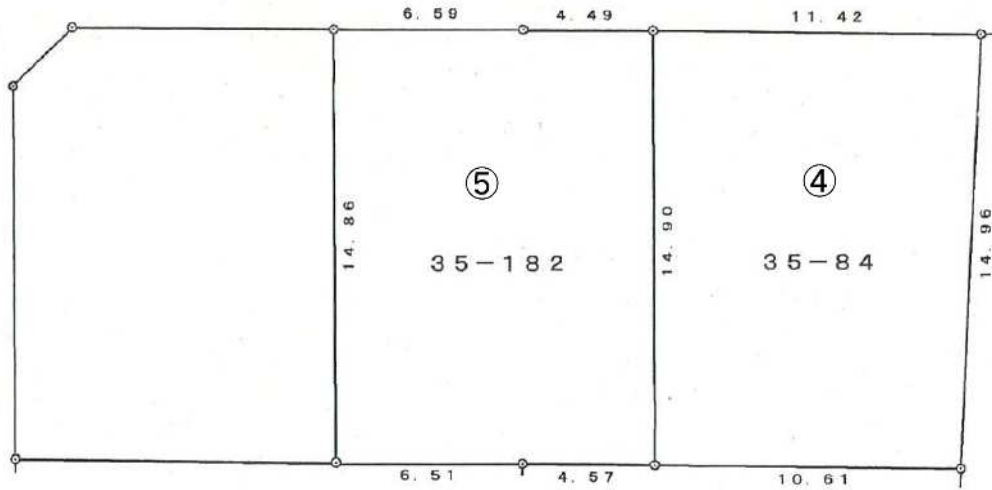
注)・現地案内及び説明会は行いません。必ず事前に現地確認をお願いします。

- ・現地を事前に確認する際、売却物件の現所有者及び周辺住民へ迷惑をかけないように十分注意してください。
- ・土地の利用制限等について、事前に調査確認の上、申込してください。

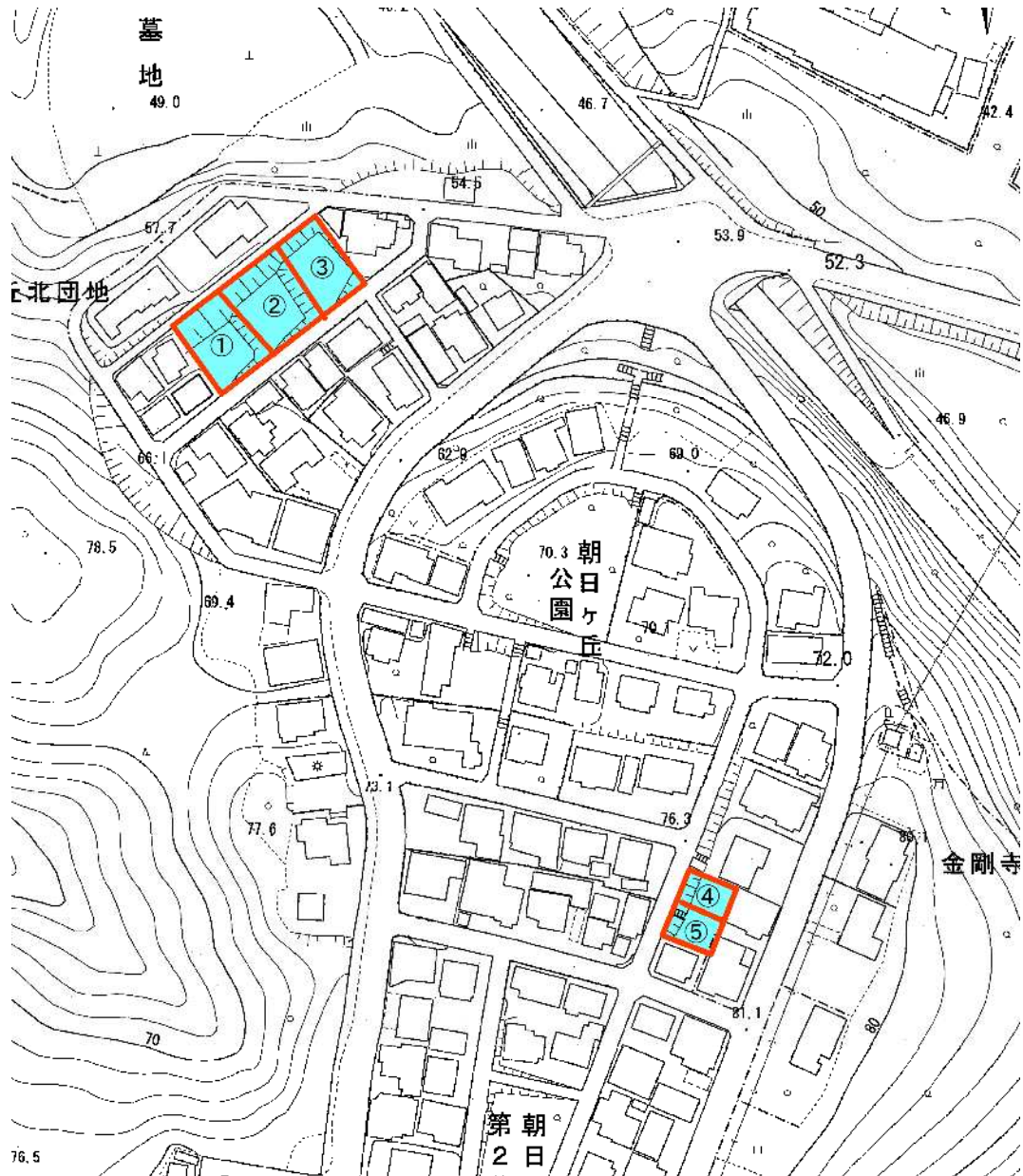
用途地域:第1種低層住居専用地域 建ぺい率:50% 容積率:100%

(2) 詳細図





(3) 位置図



(4) 利用制限

- ①風俗営業及び性風俗特殊営業その他これらに類する業の用途に供することはできません。
- ②「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」に規定する暴力団の事務所など反社会的行為の用に供することはできません。
- ③「三木市暴力団排除条例(平成24年3月30日条例第 1 号)」第2条第2号に規定する暴力団員又は第3号に規定する暴力団密接関係者
- ④①～③のほか公序良俗に反する使用は認められません。

2 申込資格

次の各号のいずれかに該当する者は、申込できません。

- (1)市町村税を滞納している者
- (2)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者(ただし、再生手続開始後又は再生計画の認可決定後の者を除く。)
- (3)三木市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)に規定する暴力団、暴力団員または暴力団密接関係者に該当する者

3 買受申込

購入を希望する者は、次のとおり申込してください。

- (1)申込受付日及び時間
平日の午前8時30分から午後5時まで
土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12/29~1/3)の受付は行いません
- (2)提出先
〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町10番30号
三木市総務部 財政課財産管理係(三木市役所本庁舎4階)
電話番号 0794-82-2000(代表) 内線2456
- (3)提出方法
持参のみ ※郵便、電話、電子メールによる申し込みは出来ません。
先着順での受付となりますので、申込受付順1番の方から優先的に、買受者として契約手続きを進めます。先に受付した方の売買契約が成立した場合は、それ以降の受付は行いません。
- (4)提出書類
 - A) 法人の場合
 - ア 買受申込書(指定様式)
 - イ 誓約書(指定様式)
 - ウ 印鑑証明書(法務局が発行するもの)
 - エ 法人登記簿謄本または履歴事項全部証明書
 - オ 市町村税の納税証明書(市町村税の滞納がないことを証する書類)

カ 委任状（指定様式・本社以外で売買契約する場合のみ）

B) 個人の場合

ア 買受申込書（指定様式）

イ 誓約書（指定様式）

ウ 印鑑登録証明書（住所地の市町村が発行するもの）

エ 公的身分証明書（顔写真付き）の写し

例：住民基本台帳カード、運転免許証等

オ 市町村税の納税証明書（市町村税の滞納がないことを証する書類）

カ 同意書（指定様式・未成年者、被保佐人、被補助人のみ）

※ いずれも発行日から3ヵ月以内のもの。

※ 指定様式は、三木市ホームページからダウンロードしてください。

4 契約保証金

- ・契約保証金 免除する

5 土地売買契約の締結

- ・購入希望者に対して、土地売買契約手続き等の説明を行います。
必ず契約者が出席してください。
- ・土地売買契約の締結は、説明の日から14日以内に行ってください。
(契約締結の日時は契約者と調整します。)

【契約締結に必要な書類等】

(1) 住民票抄本 2通

法人の場合は、資格証明書又は法人登記簿謄本

(2) 印鑑登録証明書 2通

(3) 印鑑（印鑑登録をしているもの）

(4) 収入印紙（印紙税法に定められた税額相当分）

6 所有権移転登記・引渡し

- ・所有権移転登記の前に「土地売買代金の支払い」が必要です。
契約日から30日以内に売買代金を納入してください。
- ・売買代金全額の支払いが完了したときに、物件を契約者に引き渡したものとし、所有権移転登記を行います。登記完了後、登記識別情報（権利証）をお渡しします。
所有権移転登記は三木市で行います。

7 土地売買代金以外の購入者の負担費用等

- (1) 「土地売買契約書」に貼付する収入印紙の費用
- (2) 「所有権移転登記」に必要な登録免許税
- (3) 購入者を義務者として課される公租公課（不動産取得税、固定資産税・都市計画税）
- (4) 買受申込書の必要添付書類費用

※詳細については、関係機関にお問合せください。

8 その他

- (1) 買受申込に要する費用は申込者の負担とします。
- (2) 提出された買受申込書等の書類は返還しません。
- (3) 買受申込書等の書類に虚偽の記載や偽造をした者の契約は無効とする。また、それにより発生した損害について賠償を請求することがあります。
- (4) 売買契約後この案内等について、その不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (5) その他、三木市契約規則、契約条項及び関係法令等を遵守してください。

9 問合せ先

三木市総務部 財政課財産管理係内

電話 0794-82-2000 (代表) 内線2456